高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書

高額療養費制度は、同一月にかかる医療費の自己負担分が高額になった際、自己負担限度額を超えた分を後日払い戻す制度で、全ての世代で 1,250 万人が利用している。しかし、厚生労働省において、現役世代の保険料の負担軽減等を目的として、高額療養費の自己負担限度額の引き上げ（見直し）の検討が行われている。

政府は、がん患者団体や難病患者団体、国民の世論を受け、その決定を見送っているが、閣議決定では、令和１０年度までに実施する取り組みとして高額療養費自己負担限度額の見直しが明記されている。この政府の方針は、がんや難病患者及びその家族の生活に深刻な影響を及ぼし、治療の断念や生活の負担となるものである。国民の生命と生活に関わる問題である制度の見直しについては、制度利用者や関係者等からの意見を広く聞くべきである。

現在、既に税と社会保険料を合わせた国民負担率が５０％に近い水準まで上昇している中、賃上げは物価上昇に及ばず、実質所得が３年連続マイナスとなっている。高額療養費の自己負担限度額を引き上げることは、まさに生死に直結する治療を必要とする患者の方々に治療の断念を強いかねないものである。

高額療養費制度は、がんや難病、また治療が長期に渡る患者にとって命綱であり、政府は制度の拡充こそを目指すべきである。

よって、嘉手納町議会は、当事者の方々の命と暮しを守るため、国会及び政府において、高額療養費制度の負担上限引き上げに関する方針を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年１２月１５日
沖縄県嘉手納町議会

（あて先）
衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　厚生労働大臣